

第243回

神奈川県都市計画審議会

議 案 書

令和6年1月31日

# 目次

番号	議題 番号	都市名	件 名	頁
1	4400	藤沢市	藤沢都市計画区域区分の変更	1
2	4401	秦野市	秦野都市計画区域区分の変更	7
3	4402	大和市	大和都市計画区域区分の変更	13
4	4403	海老名市	海老名都市計画区域区分の変更	19
5	4404	南足柄市	南足柄都市計画区域区分の変更	25
6	4405	平塚市	平塚都市計画道路の変更（3・3・3号八王子平塚停車場線）	31
7	4406	平塚市	平塚都市計画道路の変更（3・4・9号倉見大神線）	35
8	4407	寒川町	茅ヶ崎都市計画道路の変更（3・3・4号倉見大神線）	39

議第 4400 号

藤沢都市計画区域区分の変更

都計第 1493 号

令和 6 年 1 月 31 日

神奈川県都市計画審議会会長 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

藤沢都市計画区域区分の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

---

藤沢都市計画区域区分の変更（神奈川県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分  
「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

区 分	年 次	平成22年	令和7年
	都市計画区域内人口	410千人	423千人
市街化区域内人口	389千人	402千人	
保留人口（うち特定保留人口）	—	—（—）	

## 理 由 書

健康と文化の森地区は、小田急江ノ島線、相鉄いずみ野線及び横浜市営地下鉄ブルーライン湘南台駅の西側約3km圏に位置し、隣接地には慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス等の学術研究施設が立地し、地区内では都市計画道路3・3・6号辻堂駅遠藤線、3・3・8号高倉遠藤線及び3・3・9号遠藤宮原線が交差する交通利便性の高い市街化区域に隣接する市街化調整区域です。

本地区は、「藤沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、「住宅地及び工業地として、人口フレーム及び産業フレームの範囲内で計画的市街地整備の検討を進め、その事業の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との必要な調整を行ったうえ、市街化区域へ編入するものとする。」としています。

また、本地区は、「藤沢市都市マスタープラン」において、都市拠点として位置付けられるとともに、「交通の利便性を活かし、キャンパス支援施設や研究所等の立地促進とともに、地域生活を支える都市サービス機能の集積を図ります。」とされています。

新産業の森第二地区は、東名高速道路綾瀬スマートインターチェンジから南へ約3.5kmに位置し、綾瀬スマートインターチェンジに接続する幹線道路である都市計画道路3・3・4号藤沢厚木線に隣接する広域交通の利便性が高い市街化区域に隣接する市街化調整区域です。

本地区は、「藤沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、「工業地として、産業フレームの範囲内で計画的市街地整備の検討を進め、その事業の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との必要な調整を行ったうえ、市街化区域へ編入するものとする。」としています。

また、本地区は、「藤沢市都市マスタープラン」において、「(仮)綾瀬スマートインターチェンジの整備を見据え、産業交流を導く新たな産業拠点として、周辺環境と調和した効果的な施設緑化等により豊かな緑につつまれた「新産業の森」の形成をめざします。」とされています。

このような中、両地区では、地権者による都市的土地利用に関する機運や組合施行による土地区画整理事業に関する計画熟度などの高まりから、土地区画整理事業が確実に実施される見込みとなっており、都市的土地利用への転換を図ることが必要となっています。

今回、両地区の住居系及び産業系の土地利用計画が明らかになるとともに、組合施行による土地区画整理事業によって計画的な市街地整備が行われる見通しが明らかになったことから、市街化調整区域から市街化区域に編入するものです。

新 旧 対 照 表  
新

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分  
「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

年 次 区 分	平成22年	<u>令和7年</u>
都市計画区域内人口	410千人	423千人
市街化区域内人口	389千人	402千人
保留人口(うち特定保留人口)	—	<u>— (-)</u>

旧

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分  
「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

年次 区 分	平成22年	<u>平成37年</u>
都市計画区域内人口	410千人	423千人
市街化区域内人口	389千人	402千人
保留人口（うち特定保留人口）	—	<u>2.7千人（一）</u>

新旧対照表（面積増減）

種類	面積		面積増減の内訳
	新	旧	
市街化区域	<u>4,799ha</u>	<u>4,754ha</u>	+44.5ha 調 → 市
市街化調整区域	<u>2,158ha</u>	<u>2,203ha</u>	-44.5ha 調 → 市
都市計画区域	6,957ha	6,957ha	



議第 4401 号

秦野都市計画区域区分の変更

都計第 1467 号

令和 6 年 1 月 31 日

神奈川県都市計画審議会会長 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

秦野都市計画区域区分の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

---

秦野都市計画区域区分の変更（神奈川県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分  
「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

区分 \ 年次	平成 22 年	令和 7 年
都市計画区域内人口	170 千人	167 千人
市街化区域内人口	155 千人	152 千人
保留人口（特定保留）	—	—

## 理 由 書

戸川地区は、小田急小田原線渋沢駅から北に約 2.5 km、令和 4 年 4 月 16 日に供用開始された新東名高速道路・秦野丹沢スマートインターチェンジから南東に約 1 kmにある秦野市北西部に位置する秦野市に残された数少ないまとまった都市的平坦地で、市街化区域に隣接する市街化調整区域です。

本地区は、「秦野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、「工業地として、産業フレームの範囲内で計画的市街地整備の検討を進め、その事業の実施の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との必要な調整を行ったうえ、市街化区域に編入するものとする。」としています。

また、本地区は、「秦野市都市マスタープラン」において、「スマートインターチェンジの周辺地域では、周辺環境に配慮しつつ、必要な産業拠点集積を図るため市街地整備を促進します。」とされています。

このような中、本地区では、地権者による都市的土地利用に関する機運や組合施行による土地区画整理事業に関する計画熟度などの高まりから、土地区画整理事業が確実に実施される見込みとなっており、都市的土地利用への転換を図ることが必要となっています。

今回、本地区の産業系の土地利用計画が明らかになるとともに、組合施行による土地区画整理事業によって計画的な市街地整備が行われる見通しが明らかになったことから、市街化調整区域から市街化区域に編入するものです。

新 旧 対 照 表  
新

秦野都市計画区域区分の変更（神奈川県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分  
「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

区分 \ 年次	平成 22 年	令和 7 年
都市計画区域内人口	170 千人	167 千人
市街化区域内人口	155 千人	152 千人
保留人口（特定保留）	—	—

秦野都市計画区域区分の変更（神奈川県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分  
「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

区分 \ 年次	平成 22 年	令和 7 年
都市計画区域内人口	170 千人	167 千人
市街化区域内人口	155 千人	152 千人
保留人口（特定保留）	—	—

新旧対照表（面積増減）

種類	面積		面積増減の内訳	
	新	旧		
市街化区域	<u>2,459ha</u>	<u>2,441ha</u>	+17.5ha	市→調 0.0ha 調→市 17.5ha
市街化調整区域	<u>7,917ha</u>	<u>7,935ha</u>	-17.5ha	市→調 0.0ha 調→市 -17.5ha
都市計画区域	10,376ha	10,376ha		

議第 4402 号

大和都市計画区域区分の変更

都計第 1468 号

令和 6 年 1 月 31 日

神奈川県都市計画審議会会長 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

大和都市計画区域区分の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

---

大和都市計画区域区分の変更（神奈川県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

区 分 \ 年 次	平成 22 年	令和 7 年
都市計画区域内人口	228 千人	237 千人
市街化区域内人口	218 千人	226 千人
保留人口（うち特定保留人口）	—	1.7 千人（—）



## 理由書

中央森林東側地区は、大和市域の中央部にあり、小田急江ノ島線大和駅から北に約1.2km、同線鶴間駅から南東に約0.8kmに位置し、主要幹線道路である都市計画道路3・2・1号国道246号大和厚木バイパス線と市内幹線道路である都市計画道路3・4・2号南大和相模原線が交差する交通の要衝にある3方が市街化区域に囲まれた市街化調整区域です。

本地区は、「大和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、「住宅地として、人口フレームの範囲内で計画的な市街地整備の検討を進め、その事業の実施の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との必要な調整を行ったうえ、市街化区域へ編入する。」としています。

また、本地区は、「健康都市やまと総合計画」において、「新たなまちづくりの中で、市街地の形成と緑の保全の調和を図っていきます。」とされており、「健康都市やまと都市計画マスタープラン」において、「国道246号に接するという立地と既存の大街区を有効に活用した土地利用を誘導し、活力ある市街地の形成を目指します。」とされています。

このような中、本地区では、地権者による都市的土地利用に関する機運が高まり、本地区の将来的な土地利用を見据えながら、大和市が併せて地区計画を都市計画決定するとともに、道路等の公共施設を計画的に整備する見込みとなっており、都市的土地利用への転換を図ることが必要となっています。

今回、本地区の住居系の土地利用計画が明らかになるとともに、地区計画による計画的な市街地整備が行われる見通しが明らかになったことから、市街化調整区域から市街化区域に編入するものです。

新 旧 対 照 表  
新

大和都市計画区域区分の変更（神奈川県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分  
「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

年 次 区 分	平成 22 年	<u>令和 7 年</u>
都市計画区域内人口	228 千人	237 千人
市街化区域内人口	218 千人	226 千人
保留人口(うち特定保留人口)	—	<u>1.7 千人</u> (—)

旧

大和都市計画区域区分の変更（神奈川県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

年次 区分	平成 22 年	平成 37 年
都市計画区域内人口	228 千人	237 千人
市街化区域内人口	218 千人	226 千人
保留人口(うち特定保留人口)	—	<u>2.1 千人</u> (—)

新旧対照表（面積増減）

種類	面積		面積増減の内訳
	新	旧	
市街化区域	<u>2,019ha</u>	<u>2,008ha</u>	+11.3ha 市 → 調 0.0ha 調 → 市 11.3ha
市街化調整区域	<u>690ha</u>	<u>701ha</u>	-11.3ha 市 → 調 0.0ha 調 → 市 -11.3ha
都市計画区域	2,709ha	2,709ha	

議第 4403 号

海老名都市計画区域区分の変更

都計第 1515 号

令和 6 年 1 月 31 日

神奈川県都市計画審議会会長 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

海老名都市計画区域区分の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

---

## 海老名都市計画区域区分の変更（神奈川県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

### I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

### II 人口フレーム

年次 区 分	平成22年	令和7年
都市計画区域内人口	128千人	135千人
市街化区域内人口	120千人	127千人
保留人口（うち特定保留人口）	—	—（—）

## 理 由 書

本地区は、小田急電鉄小田原線海老名駅及び相模鉄道本線海老名駅から南に約700mに位置し、商業や業務、行政サービス、生涯学習・文化、医療・福祉等の様々な機能が集積し、多くの人が集まり交流する「都市交流拠点」である海老名駅周辺に近く、海老名駅に通じる都市計画道路3・4・2号海老名駅大谷線が地区内を南北に縦断するなど交通利便性の高い市街化区域に隣接する市街化調整区域です。

本地区は、「海老名都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、「住宅地として、人口フレームの範囲内で計画的市街地整備の検討を進め、その事業の実施の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との必要な調整を行ったうえ、市街化区域へ編入するものとする。」としています。

また、本地区は、「海老名市都市マスタープラン」において、「周辺の土地利用状況に応じて、中心市街地を補完する機能、公共公益機能及び居住機能を集積させるとともに、地域特性を活かした複合的な新市街地の形成を図ります。」とされています。

このような中、本地区では、地権者による都市的土地利用に関する機運が高まり、組合施行による土地区画整理事業及び民間事業者による開発行為に関する計画熟度などの高まりから土地区画整理事業及び開発行為が確実に実施される見込みとなっており、また、本地区の将来的な土地利用を見据えながら、海老名市が併せて地区計画を都市計画決定し、道路等の公共施設を計画的に整備する見込みとなっており、都市的土地利用への転換を図ることが必要となっています。

今回、本地区の住居系の土地利用計画が明らかになるとともに、組合施行による土地区画整理事業、民間事業者による開発行為及び市が定める地区計画によって計画的な市街地整備が行われる見通しが明らかになったことから、市街化調整区域から市街化区域に編入するものです。

新 旧 対 照 表

新

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

区 分 \ 年 次	平成22年	<u>令和7年</u>
都市計画区域内人口	128千人	135千人
市街化区域内人口	120千人	127千人
保留人口（うち特定保留人口）	—	<u>—（—）</u>



旧

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

年次 区 分	平成22年	<u>平成37年</u>
都市計画区域内人口	128千人	135千人
市街化区域内人口	120千人	127千人
保留人口（うち特定保留人口）	—	<u>3.5千人（－）</u>

新旧対照表（面積増減）

種 類	面 積		面積増減の内訳		
	新	旧			
市街化区域	<u>1,479 ha</u>	<u>1,440 ha</u>	+ 39.4ha	市 → 調	0.0ha
				調 → 市	+ 39.4ha
市街化調整区域	<u>1,180 ha</u>	<u>1,219 ha</u>	- 39.4ha	市 → 調	0.0ha
				調 → 市	- 39.4ha
都市計画区域	2,659 ha	2,659 ha			

議第 4404 号

南足柄都市計画区域区分の変更

都計第 1469 号

令和 6 年 1 月 31 日

神奈川県都市計画審議会会長 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

南足柄都市計画区域区分の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

---

## 南足柄都市計画区域区分の変更（神奈川県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

### I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

### II 人口フレーム

年次	平成22年	令和7年
区分		
都市計画区域内人口	44千人	40.5千人
市街化区域内人口	35千人	31.5千人
保留人口（うち特定保留人口）	—	—（—）

## 理 由 書

壙下竹松北地区は、東名高速道路大井松田インターチェンジから南西に約3.5kmに位置し、県道78号（御殿場大井）に面するとともに、地区内を都市計画道路3・5・4号沼田班目線が縦断するなど広域交通の利便性が高い市街化区域に隣接する市街化調整区域です。

本地区は、「南足柄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、「工業地として、産業フレームの範囲内で計画的市街地整備の検討を進め、その事業の実施の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との必要な調整を行ったうえ、市街化区域へ編入するものとする。」としています。

また、本地区は、「南足柄市都市マスタープラン」において、「本市の経済や就業を支える産業地として、「足柄産業集積ビレッジ構想」に基づく産業集積地を「工業拠点」と位置づけます。」とされており、南足柄市及び開成町が策定した「足柄産業集積ビレッジ構想」において、産業集積ゾーンとして、「既存の産業集積地に加え、新たな産業集積を積極的に誘導します。」とされています。

このような中、本地区では、地権者による都市的土地利用に関する機運や組合施行による土地区画整理事業に関する計画熟度などの高まりから、土地区画整理事業が確実に実施される見込みとなっており、都市的土地利用への転換を図ることが必要となっています。

今回、本地区の産業系の土地利用計画が明らかになるとともに、組合施行による土地区画整理事業によって計画的な市街地整備が行われる見通しが明らかになったことから、市街化調整区域から市街化区域に編入するものです。

新 旧 対 照 表  
新

南足柄都市計画区域区分の変更（神奈川県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

年 次	平成22年	令和7年
区 分		
都市計画区域内人口	44千人	40.5千人
市街化区域内人口	35千人	31.5千人
保留人口（うち特定保留人口）	—	—（—）

旧

南足柄都市計画区域区分の変更（神奈川県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

区 分	年 次	平成22年	<u>平成37年</u>
	都市計画区域内人口		44千人
市街化区域内人口		35千人	31.5千人
保留人口（うち特定保留人口）		—	—（—）

新 旧 対 照 表 (面積増減)

種 類	面 積		面 積 増 減 の 内 訳
	新	旧	
市 街 化 区 域	<u>729 ha</u>	<u>717 ha</u>	+11.8ha 市→調 0.0ha 調→市 +11.8ha
市街化調整区域	<u>6,983 ha</u>	<u>6,995 ha</u>	△11.8ha 市→調 0.0ha 調→市 △11.8ha
都市計画区域	7,712 ha	7,712 ha	



議第 4405 号

平塚都市計画道路の変更

都計第 1502 号

令和 6 年 1 月 31 日

神奈川県都市計画審議会会長 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

平塚都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

---

平塚都市計画道路の変更（神奈川県決定）

都市計画道路中 3・3・3 号八王子平塚停車場線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・3	八王子平塚停車場線	平塚市宮松町	平塚市大神八丁目	平塚市四之宮七丁目	約 5,800m	地表式	4 車線	22m	J R 東海道新幹線と立体交差 幹線街路と平面交差 4 箇所	
			なお、平塚市大神八丁目地内に休憩施設を設ける。								

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

## 理 由 書

### 平塚都市計画道路 3・3・3号八王子平塚停車場線

平塚都市計画道路 3・3・3号八王子平塚停車場線は、平塚市宮松町の国道 1 号を起点とし、平塚市大神の厚木市との行政界に至る、延長約 5, 800 m の幹線街路であり、平塚市大神地区には休憩施設が設けられています。本路線の平塚都市計画道路 3・3・2号八幡須賀線から厚木市との行政界までの区間は、国道 129号として位置付けられており、この国道 129号は、県のほぼ中央を南北に走り、国の大動脈である東名高速道路及び新東名高速道路と接続するなど、県の経済産業活動を支える最も重要な道路の一つです。

また、平成 28 年 1 1 月に告示した「平塚都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」においては、3・3・3号八王子平塚停車場線は、おおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な施設に位置付けています。

さらに、「平塚市都市マスタープラン（第 2 次）別冊」においては、3・3・3号八王子平塚停車場線を南北都市軸として位置付け、「ツインシティ大神地区と平塚駅とを結ぶ南北都市軸の強化をめざすとともに、交流型情報ステーションを設けることにより、住民交流の場の創出をめざします。」とされています。

今回、3・4・9号倉見大神線の都市計画変更に併せ、ツインシティ大神地区内の公共交通の動線について見直した結果、本路線の休憩施設における公共交通の動線としての機能が不要となったことから、休憩施設として必要な規模を改めて検討し、その区域を変更するものです。

また、国道 129号の道路の区域の変更に伴い、隅切り部の区域を変更するものです。

新 旧 対 照 表

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
新	3・3・3	八王子 平塚停車場線	平塚市 宮松町	平塚市 <u>大神八丁目</u>	平塚市 四之宮 七丁目	約 5,800m	地表式	4 車線	22m	J R 東海道新幹線と立体交差 幹線街路と平面 交差 4 箇所	
旧	3・3・3	八王子 平塚停車場線	平塚市 宮松町	平塚市 <u>大神字一之堰</u>	平塚市 四之宮 七丁目	約 5,800m	地表式	4 車線	22m	J R 東海道新幹線と立体交差、 幹線街路と平面 交差 9 箇所	

議第 4406 号

平塚都市計画道路の変更

都計第 1503 号

令和 6 年 1 月 31 日

神奈川県都市計画審議会会長 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

平塚都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

---

平塚都市計画道路の変更（神奈川県決定）

都市計画道路中 3・4・9号倉見大神線を 3・3・10号倉見大神線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・10	倉見大神線	平塚市大神字上堤外	平塚市大神八丁目	平塚市大神九丁目	約 1,070m		4車線	25m		
	構造形式の内訳		平塚市大神字上堤外	平塚市大神八丁目		約 350m	嵩上式		25m		
			平塚市大神八丁目	平塚市大神八丁目		約 720m	地表式		25m		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

## 理 由 書

### 平塚都市計画道路 3・4・9 号倉見大神線

平塚都市計画道路 3・4・9 号倉見大神線は、寒川町倉見の県道 46 号（相模原茅ヶ崎）から相模川を渡河して平塚市大神の国道 129 号に至る都市計画道路倉見大神線の一部を構成するもので、寒川町との行政界を起点とし、平塚市大神の国道 129 号を終点とする延長約 1,070m の幹線街路です。

本路線は、県央・湘南都市圏の道路網の骨格を形成し、地域の交流を促進するとともに、平塚市大神地区と寒川町倉見地区で取組が進められている環境共生都市ツインシティのまちづくりを支える重要な道路です。

また、平成 28 年 11 月に告示した「平塚都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」においては、おおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な施設に位置付けています。

さらに、「平塚市都市マスタープラン（第 2 次）別冊」においては、「ツインシティ大神地区と相模川対岸の寒川町倉見地区を結ぶ倉見大神線など南北方向と東西方向の交通軸の強化をめざします。」とされております。

今回、県央・湘南都市圏における東西方向の道路網の強化を図るために本路線が 4 車線の幹線道路網の一部を構成することとなり、これに合わせて平塚市大神地区と寒川町倉見地区を連絡する公共交通部の運用を再検討し、事業実施に向けて詳細な検討を行った結果、道路構造の見直しが必要となったことから、本路線の区域、車線の数及び幅員を変更し、名称を 3・3・10 号倉見大神線に改めるものです。

新 旧 対 照 表

種別	名称		位置			区域	構造				備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造		
新	幹線街路	3・3・10	倉見大神線	平塚市 大神字 上堤外	平塚市 大神八 丁目	平塚市 大神九 丁目	約 1,070m		4車線	25m		
		構造形式の内訳		平塚市 大神字 上堤外	平塚市 大神八 丁目		約 350m	嵩上式		25m		
				平塚市 大神八 丁目	平塚市 大神八 丁目		約 720m	地表式		25m		
旧	幹線街路	3・4・9	倉見大神線	平塚市 大神字 上堤外	平塚市 大神字 一之堰	平塚市 大神字 上内出	約 1,070m		2車線	18.5m		
		車線の数の内訳		2車線			約 540m					
				4車線			約 530m					
		構造形式の内訳		平塚市 大神字 上堤外	平塚市 大神字 西八幡原		約 370m	嵩上式		24.1m		
		平塚市 大神字 西八幡原	平塚市 大神字 一之堰		約 700m	地表式		18.5m	幹線街路と 平面交差 2箇所			



議第 4407 号

茅ヶ崎都市計画道路の変更

都計第 1501 号

令和 6 年 1 月 31 日

神奈川県都市計画審議会会長 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

茅ヶ崎都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

---

茅ヶ崎都市計画道路の変更（神奈川県決定）

都市計画道路中 3・3・4 号倉見大神線を次のように変更する。

種別	名称		位置		区域	構造			備考	
	番号	路線名	起点	終点	延長	構造形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・3・4	倉見大神線	寒川町 倉見	寒川町 倉見	約 630m		4 車線	25m		
	構造形式の内訳		寒川町 倉見	寒川町 倉見	約 490m	嵩上式		25m	J R 相模線 と立体交差 自動車専用 道路と立体 交差 1 箇所	
			寒川町 倉見	寒川町 倉見	約 140m	地表式		25m		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

## 理 由 書

### 茅ヶ崎都市計画道路 3・3・4 号倉見大神線

茅ヶ崎都市計画道路 3・3・4 号倉見大神線は、寒川町倉見の県道 46 号（相模原茅ヶ崎）から相模川を渡河して平塚市大神の国道 129 号に至る都市計画道路倉見大神線の一部を構成するもので、寒川町倉見の県道 46 号（相模原茅ヶ崎）を起点とし、平塚市との行政界を終点とする延長約 640m の幹線街路です。

本路線は、県央・湘南都市圏の道路網の骨格を形成し、地域の交流を促進するとともに、平塚市大神地区と寒川町倉見地区で取組が進められている環境共生都市ツインシティのまちづくりを支える重要な道路です。

また、平成 28 年 1 月に告示した「茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」においては、おおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な施設に位置付けています。

さらに、「寒川町都市マスタープラン」においては、主要幹線道路の一つに位置付け、「さがみ縦貫道路のインターチェンジに町内外地域からアクセスする路線については、早期整備の実現を働きかけます。」とされています。

今回、県央・湘南都市圏における東西方向の道路網の強化を図るために本路線が 4 車線の幹線道路網の一部を構成することとなり、これに合わせて平塚市大神地区と寒川町倉見地区を連絡する公共交通部の運用を再検討し、事業実施に向けて詳細な検討を行った結果、道路構造の見直しが必要となったことから、本路線の区域及び幅員を変更するものです。

新 旧 対 照 表

種 別	名 称		位 置		区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地 表 式 の 区 間 に お け る 鉄 道 等 と の 交 差 の 構 造	
新	3・3・4	倉見大神線	寒川町 倉見	寒川町 倉見	約 630m		4 車線	25m		
	構造形式の内訳		寒川町 倉見	寒川町 倉見	約 490m	嵩上式		25m	J R 相模線 と立体交差 自動車専用 道路と立体 交差 1 箇所	
			寒川町 倉見	寒川町 倉見	約 140m	地表式		25m		
旧	3・3・4	倉見大神線	寒川町 倉見	寒川町 倉見	約 640m		4 車線	24.1m		
	車線の数の内訳		2 車線		約 220m					
			4 車線		約 420m					
	構造形式の内訳		寒川町 倉見	寒川町 倉見	約 500m	嵩上式		16.5m ～ 24.1m	J R 相模線 と立体交差、 自動車専用 道路と立体 交差 1 箇所	
		寒川町 倉見	寒川町 倉見	約 140m	地表式	19.5m		幹線街路と 平面交差 1 箇所		